

# 山梨県消防連携・協力推進計画

令和2年3月

令和3年3月一部改正

令和5年6月一部改正

山 梨 県

## 目 次

<b>第 1 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に関する基本的な事項</b>	
1 消防の広域化の必要性	1
2 消防の連携・協力の必要性	1
3 消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方	2
<b>第 2 市町村の消防の現況及び将来の見通し</b>	
1 市町村の消防の現状	5
2 消防需要の動向	5
3 市町村の消防の将来見通し	7
<b>第 3 広域化対象市町村の組み合わせ及び連携・協力の対象とする消防事務・市町村の組み合わせ</b>	
1 将来に向けた消防の広域化の必要性、広域化対象市町村及び消防広域化重点地域について	11
2 消防の連携・協力の対象とする消防事務・市町村の組み合わせについて	12
3 連携・協力対象市町村の指定について	14
<b>第 4 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進するために必要な措置に関する事項</b>	
1 県のリーダーシップ	15
2 国の財政措置	16
3 国の財政支援充実への要請	17
<b>第 5 広域化後及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項</b>	
1 広域化後の消防の円滑な運営の確保等に関する基本的な事項	18
2 連携・協力後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	19
<b>第 6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項</b>	
1 消防団との連携の確保	21
2 市町村の消防防災・国民保護担当課との連携の確保	22

# 第1 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に関する基本的な事項

## 1 消防の広域化の必要性

市町村には、災害や事故の多様化及び大規模化、住民のニーズの多様化、少子高齢化、更には国民保護への対応など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり住民の生命、身体及び財産を守る責務がある。

しかしながら、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさがあることなど、消防体制の強化が困難な場合がある。

また、少子高齢化の進展等により、消防本部の管轄人口の減少も予想されることから、財政運営面への影響が高まることが懸念されるとともに、今後20年は現在と同程度の救急搬送需要が見込まれる。

更に、地域防災力の要である消防団員の担い手の不足も課題であり、将来的には十分な消防体制の確立が難しくなる状況も考えられる。

これらを克服するためには、市町村の消防の広域化は、行財政上の様々なスケールメリットを実現させていく有効な一つの方策であり、自主的な市町村の消防の広域化を推進し、将来にわたり持続可能な消防体制の確立を目指す必要があると考える。

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「広域化の基本指針」という。）には、消防の広域化の効果が次のように示されている。

- 災害発生時における初動体制の強化
- 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

## 2 消防の連携・協力の必要性

消防の広域化は、行財政上の様々なスケールメリットを実現する上で有効な一つの方策であるが、一方で、組織の統合に向けた職員の充足率や処遇などの調整が必要であり、広域化の実現にはなお時間を要する実情がある。

このような中、市町村には持続可能な消防体制の確立、地域の安全安心を確保することが求められることから、早期の広域化が困難であっても、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力を強化していくことが必要である。

国の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力の

基本指針」という。)には、消防の連携・協力の効果が次のように示されている。

- 災害対応能力の向上
  - 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
  - 人員の効率的な配置、現場要員の増強 (※)
  - 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上 (※)
- (※) 消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務(指令の共同運用における指令業務など)にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。

また、望ましい消防の連携・協力として、消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられている。

特に、指令センターの共同運用については、大規模災害への即応力や住民サービスの向上はもとより、人的・財政的メリットが大きく、消防の広域化につながる効果が高いとされている。

平成31年4月1日現在、全国では、47地域192消防本部が消防指令業務の共同運用を行っており、これらの先進消防本部の中に本県の東部3消防本部(都留市、大月市及び上野原市消防本部)があり、平成27年4月から山梨県東部消防指令センターが共同運用されている。

更に、大月市消防本部と上野原市消防本部においては、はしご自動車の共同運用も実施されていることから、これらの先進事例を消防力の強化の参考にするとともに、市町村等の意向を踏まえ、指令センターの共同運用等、自主的な消防の連携・協力を推進する必要があると考える。

### 3 消防の広域化及び連携・協力の推進に向けた基本的な考え方

#### (1) 消防組織法における消防の広域化の規定

平成18年6月に消防組織法(昭和22年法律第226号)が改正され、市町村の消防の広域化に関する規定が次のとおり加えられた。

- ・定義(第31条)

2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

- ・理念(同上)

消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならないこと。

- ・消防庁長官が定める基本指針(第32条)

広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定めること。

- ・都道府県が定める推進計画(第33条)

都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めること。

・広域化対象市町村が定める広域消防運営計画（第34条）

広域化対象市町村（県が推進する必要があると認める自主的な消防の広域化の対象となる市町村）は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成すること。

・国の援助等（第35条）

都道府県及び市町村への情報提供その他の必要な援助や、広域化対象市町村が推進計画の組み合わせに基づき広域化した場合、地方債について特別の配慮を行うこと。

## （2）国の基本指針における消防の広域化及び連携・協力

消防組織法に基づき、平成18年7月に広域化の基本指針が示された。

その後、広域化の基本指針は、一部改正される中で「消防広域化重点地域（消防吏員数50人以下の消防本部、広域化を希望しているが広域化の組み合わせが決まっていない消防本部）」の枠組み（平成25年4月改正）や、消防事務の一部について連携・協力する仕組み（平成29年4月改正）が示されている。

また、平成30年4月の広域化の基本指針一部改正では、令和6年前後に消防指令センターの更新時期がピークに差し掛かることから、これを契機に広域化を後押しすることが見据えられ、広域化の推進期限が令和6年4月1日に設定されている。

広域化の基本指針（平成30年4月一部改正）では、次のとおり市町村の消防の広域化の規模について、国の考えが示されている。

- 一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましく、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。
- その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。
- しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

次に、消防の連携・協力の推進については、平成29年4月に連携・協力の基本指針が示され、消防の広域化になお時間を要する地域においても、持続可能な消防体制の確立、地域の安全安心を確保するため、消防事務の性質

に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとされた。

平成30年4月の連携・協力の基本指針の一部改正では、消防の連携・協力の推進期限が令和6年4月1日とされている。

### (3) 消防の広域化及び連携・協力の推進に関する県の考え方

市町村の消防の広域化は、消防力の維持・強化に当たって有効な一つの方策であるとされている。

このため、本県においては、平成20年5月、消防の広域化について全県的な検討を開始した。

しかしながら、規模の大きい消防本部からは消防力の流出に対する懸念、小規模な消防本部からは周辺地域となることによる消防力の低下に関する懸念が示されることがあり、当時においても必ずしも全ての消防本部が広域化を望まない状況にあった。

また、職員の充足率や処遇の統一も課題として挙げられることがあった。

このような状況は、本県においても、広域化を推進する上で大きな課題となっていた。

こうして、県内1消防本部による広域化は平成25年3月末で終了し、現時点においても広域化へのこれらの課題は依然大きく、早期の実現は困難な状況にあるが、消防の広域化の礎となる人事交流や消防の連携・協力の取り組みについては、一部の消防本部間で進められてきた。

そこで、地域の実情を踏まえながら、まずは、消防指令センターやはしご自動車等を共同で運用する消防の連携・協力を推進するとともに、人事交流や部隊運用の標準化を図り、こうした関係性を基礎として、将来に向けて段階的に広域化を検討していくため、山梨県消防連携・協力推進計画を策定する。

なお、本計画の期限は、令和6年4月1日とする。

計画の期限までに、連携・協力の市町村の組み合わせ等を具体化した場合は、本計画を改正することにより、その実現を目指すこととする。

## 第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

### 1 市町村の消防の現状

平成31年4月1日現在、県内には10消防本部（単独市5消防本部、一部事務組合5消防本部）があり、17消防署及び33出張所（分署等を含む。）で27市町村を管轄している。

県の常住人口調査結果に基づく消防本部の管轄人口は、平成31年4月1日現在、甲府地区広域行政事務組合消防本部（以下「甲府地区消防本部」という。）が約30万人であり、他9消防本部は管轄人口10万人未満（小規模消防本部）という状況である。

また、消防吏員数は、平成31年4月1日現在、1,216人（うち、女性消防吏員17人）となっている。

表1 管轄人口及び消防力の現況（平成31年4月1日現在）

消防本部	管轄人口等			消防用車両数(台)				
	管轄人口(人)	署所数	吏員数(人)	消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	はしご自動車	化学消防車
甲府地区	298,275	13	329	15	12	3	3	2
都留市	32,348	2	57	4	4	1	1	0
富士五湖	93,935	6	165	6	7	1	1	1
大月市	24,524	3	66	4	5	1	1	1
峡北	89,940	7	124	7	9	2	1	1
笛吹市	68,225	3	88	5	5	1	1	1
峡南	48,889	6	121	5	8	2	1	0
東山梨	63,482	4	115	5	5	1	1	1
上野原市	23,185	3	57	4	4	1	大月市と共同運用	1
南アルプス市	69,838	3	94	2	5	1	1	1
計	812,641	50	1,216	57	64	14	11	9

※甲府地区消防本部及び峡北消防本部の管轄人口は、県の常住人口調査結果（甲斐市人口）に基づき、甲斐市の旧町別人口（住民基本台帳人口）の割合から算出

### 2 消防需要の動向

平成30年中の各消防本部の火災、救急及び救助の発生状況と119番総受信件数は、表2のとおりである。

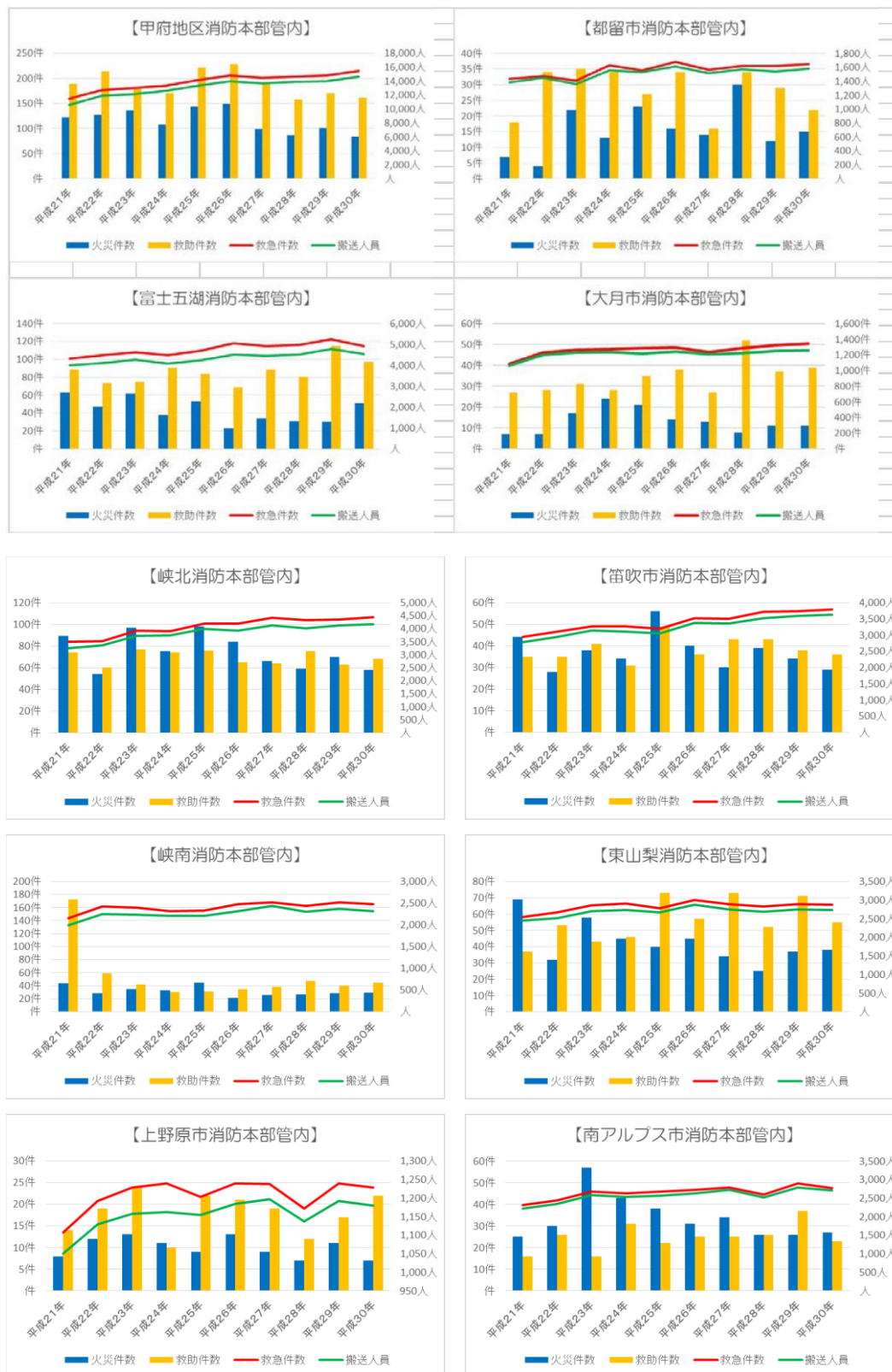
表2 火災・救急・救助の発生状況と119番総受信件数（平成30年中）

消防本部	火災	救急		救助	119 (総受信件数)
		(出場件数)	(搬送人員)		
		(件)			
甲府地区	84	15,479	14,639	162	21,870
都留市	15	1,640	1,577	22	2,429
富士五湖	51	4,913	4,526	97	11,554
大月市	11	1,342	1,275	39	1,721
峡北	58	4,430	4,177	68	6,569
笛吹市	29	3,783	3,620	36	5,594
峡南	29	2,480	2,318	45	4,421
東山梨	38	2,870	2,734	55	3,931
上野原市	7	1,229	1,179	22	1,526
南アルプス市	27	2,777	2,710	23	4,194
計	349	40,943	37,480	569	63,809

また、平成21年から平成30年までの過去10年間の各消防本部の火災、救急及び救助の発生状況の推移を図1に示す。

図1 火災・救急・救助の発生状況の推移（過去10年間）

（消防本部ごと火災件数等及び搬送人員に開きがあることから、グラフの単位（件、人の数値）は異なる）





### 3 市町村の消防の将来見通し

#### (1) 将来推計人口

本県の推計人口は、平成31年4月1日現在、約81万3千人であり、平成12年の約89万6千人をピークに減少傾向が続いている。

将来的な推計人口は、少子高齢化等により減少が見込まれているが、県及び各市町村は、人口減少に歯止めをかけるべく様々な対策に取り組んでいるところであり、山梨県総合計画では現状のまま推移した場合と政策課題への対応の効果が発現した場合の比較を総人口の長期的展望として示している。(表3参照)

なお、消防本部構成市町村ごとに政策課題への対応の効果である人口を細分化し、推計されてはいないため、この計画では一般財団法人消防防災科学センターの現状のまま推移した場合の消防本部管轄人口の将来推計(※)を用いる。

これによると、今から10年後(2030年)には県全体で約1割の人口が減少し、増減率に差は見られるが、全ての消防本部で管轄人口の減少が見込まれる。(表4参照)

特に、20年後(2040年)には、3消防本部が現在より3割以上の減少が見込まれており、財政的に厳しさが増すことから、消防体制の確保が困難となることが懸念される。

表3 山梨県の総人口の長期的展望

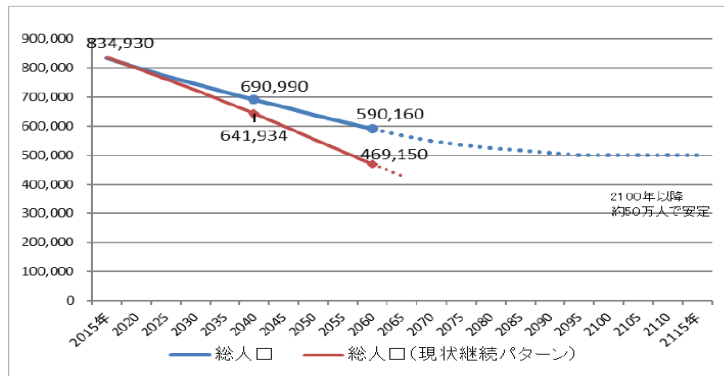
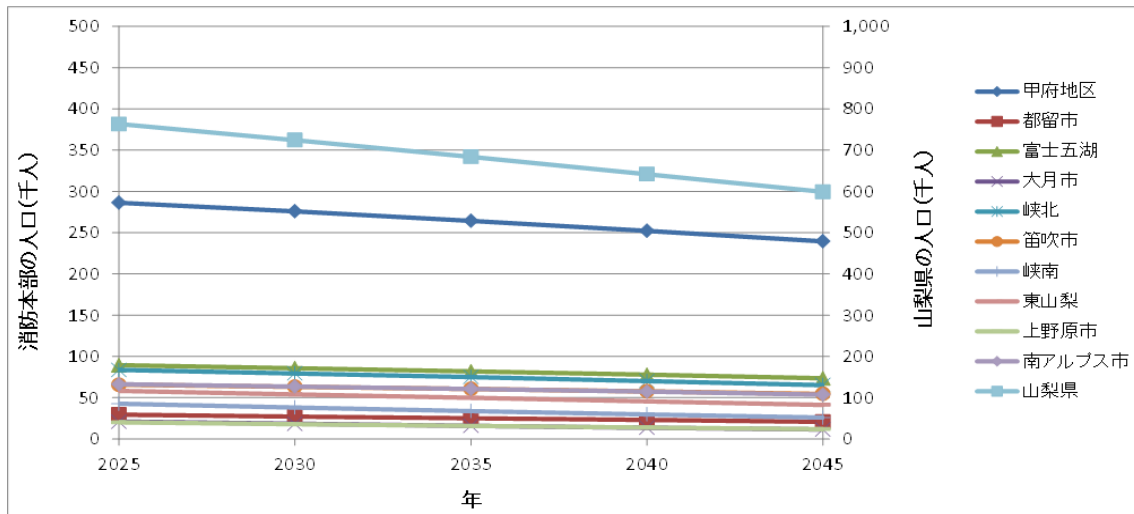


表4 消防本部管轄人口の将来推計

消防本部	2019年	2030年			2040年		
	管轄人口 (人)	管轄人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)	管轄人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)
甲府地区	298,275	275,847	△ 22,428	△ 7.52	252,219	△ 46,056	△ 15.44
都留市	32,348	27,342	△ 5,006	△ 15.48	23,105	△ 9,243	△ 28.57
富士五湖	93,935	85,818	△ 8,117	△ 8.64	77,865	△ 16,070	△ 17.11
大月市	24,524	18,474	△ 6,050	△ 24.67	13,764	△ 10,760	△ 43.88
峡北	89,940	79,534	△ 10,406	△ 11.57	70,312	△ 19,628	△ 21.82
笛吹市	68,225	63,399	△ 4,826	△ 7.07	57,815	△ 10,410	△ 15.26
峡南	48,889	38,162	△ 10,727	△ 21.94	29,894	△ 18,995	△ 38.85
東山梨	63,482	54,113	△ 9,369	△ 14.76	45,675	△ 17,807	△ 28.05
上野原市	23,185	18,035	△ 5,150	△ 22.21	13,935	△ 9,250	△ 39.90
南アルプス市	69,838	63,642	△ 6,196	△ 8.87	57,364	△ 12,474	△ 17.86
計	812,641	724,366	△ 88,275	△ 10.86	641,948	△ 170,693	△ 21.00

※国土技術政策総合研究所「小地域(町丁・字)と単位とした将来推計人口・世帯予測ツール」(ver.2)を用いて、2010年及び2015年国勢調査人口を基に推計  
増減及び増減率は2019年比

図2 消防本部別管轄人口の将来推計



2010年及び2015年の国勢調査の数値から推計

(2) 救急搬送の将来推計

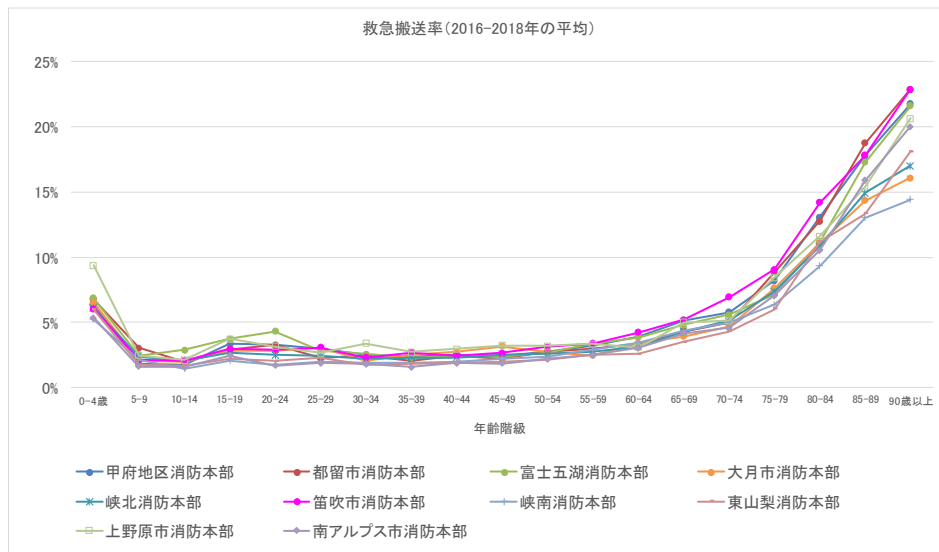
平成28年から平成30年までの救急搬送人員数に基づき、年齢階級別の救急搬送率を求めた。

各消防本部の救急搬送率は、表5及び図3のとおりであり、搬送人員全体に占める65歳以上の高齢者の搬送割合が高い状況である。

表5 救急搬送率（平成28年から平成30年までの平均）

	甲府地区	都留市	富士五湖	大月市	峡北	笛吹市	峡南	東山梨	上野原市	南アルプス市
0～4歳	6.4%	6.8%	6.9%	6.5%	6.1%	6.0%	5.2%	6.0%	9.4%	5.4%
5～9	1.8%	3.0%	2.5%	2.0%	2.4%	2.1%	2.1%	1.7%	2.4%	1.6%
10～14	1.7%	1.9%	2.9%	2.0%	2.1%	2.1%	1.5%	1.6%	2.1%	1.6%
15～19	3.3%	2.9%	3.7%	2.8%	2.7%	2.9%	2.1%	2.2%	3.7%	2.5%
20～24	3.3%	3.3%	4.3%	2.8%	2.5%	2.9%	1.8%	2.0%	3.2%	1.7%
25～29	2.9%	2.2%	2.8%	3.0%	2.4%	3.1%	2.0%	2.3%	2.7%	1.9%
30～34	2.5%	2.4%	2.6%	2.0%	2.2%	2.3%	1.9%	1.7%	3.4%	1.8%
35～39	2.4%	2.1%	2.3%	2.5%	2.3%	2.7%	1.9%	1.8%	2.7%	1.6%
40～44	2.5%	2.4%	2.5%	2.7%	2.3%	2.5%	2.0%	1.9%	3.0%	1.9%
45～49	2.5%	2.2%	2.3%	3.1%	2.5%	2.6%	2.2%	2.0%	3.2%	1.8%
50～54	2.8%	2.8%	2.6%	2.8%	2.6%	3.1%	2.3%	2.1%	3.2%	2.2%
55～59	3.2%	3.0%	3.3%	2.5%	2.8%	3.4%	2.9%	2.5%	3.4%	2.5%
60～64	3.9%	3.4%	3.8%	3.4%	3.1%	4.2%	3.5%	2.6%	3.1%	3.0%
65～69	5.2%	4.3%	4.8%	3.9%	4.3%	5.2%	4.4%	3.5%	5.0%	4.1%
70～74	5.8%	4.9%	5.6%	4.6%	5.1%	6.9%	4.9%	4.3%	5.1%	4.6%
75～79	8.2%	8.9%	7.1%	7.6%	7.4%	9.1%	6.3%	6.0%	8.4%	7.0%
80～84	13.1%	12.7%	11.2%	11.1%	10.8%	14.2%	9.3%	11.2%	11.6%	10.5%
85～89	17.8%	18.8%	17.3%	14.3%	14.9%	17.8%	13.0%	13.4%	15.4%	15.9%
90歳以上	21.8%	22.9%	21.6%	16.1%	17.0%	22.9%	14.4%	18.1%	20.6%	20.0%

図3 救急搬送率（平成28年から平成30年までの平均）



年齢階級別の将来推計人口と救急搬送率（平成28年から平成30年の平均値）に基づき、次式により救急搬送人員の将来推計を行った。（表6）

$$\text{救急搬送人員（年齢階級別）} = \text{年齢階級別将来推計人口} \times \text{年齢階級別救急搬送率}$$

本県では、現状のままで人口が推移した場合、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が著しく、高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著となる見込みである。

将来推計の結果からも、高齢者人口の増加による影響で、表6及び図4のとおり、10年後に搬送人員はピークを迎え、その後の10年も高止まりの傾向が見込まれる。

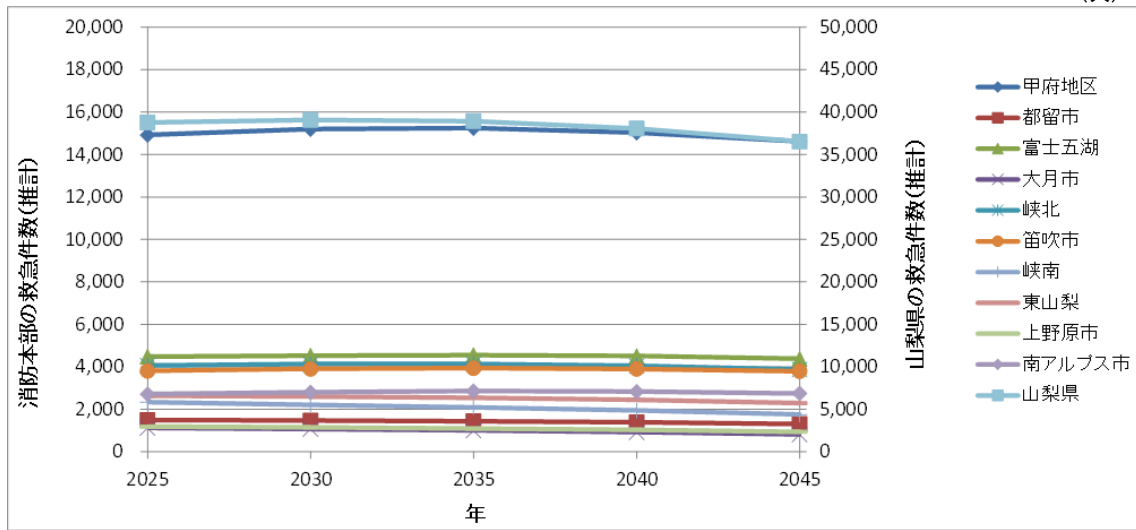
このため、各消防本部では、将来に向けて救急需要への対策を講じる必要がある。

表6 救急搬送人員の将来推計

消防本部	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
甲府地区消防本部	14,922	15,195	15,247	15,029	14,617
都留市消防本部	1,499	1,472	1,442	1,392	1,312
富士五湖消防本部	4,482	4,533	4,556	4,511	4,379
大月市消防本部	1,128	1,073	1,006	921	817
峡北消防本部	4,066	4,133	4,140	4,048	3,878
笛吹市消防本部	3,809	3,907	3,943	3,903	3,796
峡南消防本部	2,339	2,216	2,095	1,945	1,758
東山梨消防本部	2,633	2,605	2,544	2,446	2,293
上野原市消防本部	1,184	1,148	1,097	1,034	942
南アルプス市消防本部	2,716	2,800	2,858	2,835	2,746
計	38,778	39,081	38,928	38,066	36,540

図4 救急搬送人員の将来推計

(人)



### 第3 広域化対象市町村の組み合わせ及び連携・協力の対象とする消防事務・市町村の組み合わせ

#### 1 将来に向けた消防の広域化の必要性、広域化対象市町村及び消防広域化重点地域について

##### (1) これまでの本県における消防の広域化の検討について

本県では、平成20年5月に県内1消防本部の広域化を目指した山梨県消防広域化推進計画（以下「前計画」という。）を策定、平成21年10月には広域化推進協議会を設立して関係機関が広域化の実現に向けた様々な協議を行った。

しかしながら、前計画による広域化の協議では、消防本部間の職員の充足率や処遇の格差等が大きな課題となり、結果的に合意点が見出せず、平成25年3月末をもって協議会廃止の結論に至った経過がある。

##### (2) 将来に向けた消防の広域化の必要性について

平成30年度版「消防白書」では、「規模の大きい消防本部からは消防力の流出に対する懸念、小規模な消防本部からは周辺地域となることによる消防力の低下に関する懸念」があることも示されており、必ずしも全ての消防本部が広域化を望まない状況にある。

また、前回の本県での広域化に向けた協議において大きな課題となった職員の充足率や処遇の格差は、現在も広域化を推進する上で課題となっている。

一方で、消防の広域化は、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

また、統一的な指揮の下での効果的な部隊運用、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強及び消防署所の配置や管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮等の効果も併せて期待される。

このように、消防体制の強化を図るためには、広域化による行財政上の様々なスケールメリットを実現させていくことが有効であり、将来に向けて消防の広域化を検討することが必要である。

特に、本県では、9消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部であり、今後の人口減少等による消防財政への影響を踏まえ、広域化によるスケールメリットを享受する中で、消防力の充実を図っていく必要があると考える。

##### (3) 広域化対象市町村及び消防広域化重点地域について

国の広域化の基本指針では、小規模消防本部や消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り「広域化対象市町村」に指定する方向で検討する必要があるとしている。

また、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域や、広域化の気運が高い地域を「消防広域化重点地域」に位置づける

こととしている。

本県では、平成25年3月に県内1消防本部による広域化を目指した協議が終了し、現時点においても職員の充足率や処遇の格差など広域化へ課題は依然大きく、早期の実現は困難な状況にあるが、広域化の礎となる人事交流や消防の連携・協力の取り組みについては、一部の消防本部間で進められてきた。

このため、本計画では、地域の事情等を十分に考慮しつつ、指令センターの共同運用等の消防の連携・協力を推進するとともに、人事交流や部隊運用の標準化を図り、こうした関係性を基礎として、将来に向けて段階的に広域化を検討していく。

計画期限（令和6年4月1日）までに、市町村等において広域化への機運が高まってきた場合は、市町村等の意向を踏まえ、本計画を柔軟に改正し、広域化対象市町村及び消防広域化重点地域を指定することとする。

## 2 消防の連携・協力の対象とする消防事務・市町村の組み合わせについて

### (1) 消防の連携・協力の対象とする消防事務について

消防の広域化は、消防体制の整備・確立に向けて有効な一つの方策である。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

消防の連携・協力を実施するにあたっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

国の連携・協力の基本指針では、消防の連携・協力の具体例として、次の消防事務が示されている。

- 指令の共同運用（※）
  - 消防用車両の共同整備
  - 境界付近における消防署所の共同設置
  - 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
  - 専門的な人材育成の推進
  - 応援計画の見直し等による消防力の強化
- （※）上記具体例の中では、指令の共同運用が消防の広域化につなげる効果が特に大きいとされている。

指令の共同運用は、災害情報を一元的に把握し、大規模災害時における効果的・効率的な応援体制が確立されることや、ゼロ隊運用や直近指令による自動応援を併せて行うことで、住民サービスの向上に一層資するものとなる。

また、消防用車両の共同整備については、はしご消防自動車や特殊災害車

両等、出動頻度の高くない車両を一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化できることから、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

更に、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務については、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上を図ることが可能となる。

**(2) 指令の共同運用における連携・協力対象市町村の組み合わせについて**

国の連携・協力の基本指針では、都道府県は市町村の指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携して指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要としている。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、原則、全県一区とすることや、地理的な事情等により困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要とされている。

県内では、令和元年7月から山梨県消防長会が山梨県共同消防指令センター研究会を設け、指令の共同運用について研究・検討が進められている。

この研究会に本県も委員として参画し、消防本部と緊密に連携して指令センターを共同運用する市町村等の具体的な組み合わせを検討している状況である。

このため、計画期限（令和6年4月1日）までに、県内消防本部における機器等の更新時期を踏まえ、関係する機関が実施に向けた検討を進める中で、指令センターの共同運用の具体的な市町村等の組み合わせが明らかになった場合は、市町村等の意向を踏まえ、本計画を改正し、連携・協力対象市町村に指定することとする。

なお、本県の地理的な事情等を踏まえ、財政的・人的なメリットがあると考えられ、今後検討を進める上で参考となる消防共同指令センターの組み合わせを次のとおり例示する。

**ア 全県一区消防共同指令センター**

	市町村数	本部数	管轄人口 (人)	署所数	吏員数 (人)
	27 市町村	10	812,641	50	1,216

**イ 国中1消防共同指令センター**

	市町村数	本部数	管轄人口 (人)	署所数	吏員数 (人)
	15 市町	6	638,649	36	871

ウ 東部1消防共同指令センター

	市町村数	本部数	管轄人口 (人)	署所数	吏員数 (人)
	12 市町村	4	173,992	14	345

エ アからウ以外にも市町村等が自主的な消防の連携・協力として推進する消防共同指令センターの組み合わせもあると考える。

3 連携・協力対象市町村の指定について

(1) 峡南広域行政組合消防本部と南アルプス市消防本部の消防用車両の共同整備における連携・協力対象市町村の指定

両消防本部では、はしご自動車の共同整備（令和3年度整備、令和4年4月運用開始）に向けて具体的な協議を進めてきたところであり、連携・協力実施計画を策定したことから、県は当該構成6市町を連携・協力対象市町村に指定する。

表7 連携・協力対象市町村及び連携・協力の内容等

対象市町村名	連携・協力の内容
南アルプス市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町	消防用車両の共同整備

(2) 甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、笛吹市消防本部、峡南広域行政組合消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部及び南アルプス市消防本部による消防指令業務等の共同運用における連携・協力対象市町村の指定

甲府地区広域行政事務組合消防本部ほか5消防本部では、消防指令業務等の共同運用（令和7年度整備、令和8年4月運用開始）に向けて具体的な協議を進めてきたところであり、連携・協力実施計画を策定したことから、県は当該構成15市町を連携・協力対象市町村に指定する。

表8 連携・協力対象市町村及び連携・協力の内容等

対象市町村名	連携・協力の内容
甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町	消防指令業務等の共同運用



## 第4 自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力を推進するために必要な措置に関する事項

### 1 県のリーダーシップ

広域化の基本指針では、県は消防の広域化の推進に当たって、「市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、県内の消防体制のあり方を再度議論して行く必要がある。」とされている。

また、連携・協力の基本指針では、「都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。」とされている。

本県では、県内1消防本部の広域化を目指した協議が終了した平成25年3月で終了し、現時点においても、組織の統合は職員の充足率や処遇などの調整が必要であり、早期の広域化の実現は困難な状況にあるが、引き続き県には、リーダーシップを取り、消防の広域化を推進することが求められている。

そのため、県は本計画に基づき、消防の広域化の基礎となる自主的な市町村の消防の連携・協力を推進するために必要な市町村間の調整、連携・協力対象市町村の指定を行うとともに、県民及び関係者への情報提供、普及啓発等を主導的に実施し、消防の連携・協力の実現及び将来的な広域化の検討に向けた市町村の取り組みを積極的に支援していく。

#### (1) 市町村間の調整

県は、市町村等が行う消防の連携・協力等の検討に当たり、必要な情報提供や助言等、積極的にリーダーシップを取り支援する。

特に、広域化対象市町村及び連携・協力対象市町村から求めがあった場合は、協議会等に参画し、市町村間における調整などを行う。

#### (2) 連携・協力対象市町村等の指定

県は、消防の連携・協力が具体化した市町村等との同意に基づき、当該市町村を連携・協力対象市町村に指定し、公表する。

また、消防の広域化の機運が高い市町村との同意に基づき、当該市町村を広域化対象市町村や消防広域化重点地域に指定し、公表する。

更に、連携・協力対象市町村等における連携・協力や広域化への取り組みを支援し、国の財政支援等についても情報提供する。

#### (3) 県民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県のホームページや広報誌等に消防の広域化及び連携・協力に関する内容を掲載するほか、広く県民及び関係者に情報提供するなど、普及啓発活動を

行う。

## 2 国の財政措置

国は、広域化の基本指針及び連携・協力の基本指針において、自主的な市町村の消防の広域化、連携・協力の実施に関し、次のとおり、所要の財政措置を講じることとしている。

表9 消防の広域化及び連携・協力に対する国の財政措置

対象	項目	財政措置の内容
都道府県 (広域化)	消防広域化 推進経費	消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。
	広域化対象市町村 に対する支援に要 する経費	広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。
市町村 (広域化)	消防広域化 準備経費	消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。
	消防広域化 臨時経費	消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。 ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費
	消防署所等の整備	(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)(※) (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築(※) 緊急防災・減災事業債: 充当率100%、交付税算入率70%
		(1)、(2)以外の整備 一般単独事業債: 充当率90%、交付税算入率50%
	高機能消防指令 センターの整備	広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター(指令装置等)(※) 緊急防災減災・事業債: 充当率100%、交付税算入率70%
消防用車両等 の整備	広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備(※) 緊急防災減災・事業債: 充当率100%、交付税算入率70%	

	国庫補助金の優先配分	消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。
都道府県 (連携・協力)	消防指令センターの共同運用	消防指令センターの共同運用に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費について、特別交付税措置を講じる。
市町村 (連携・協力)	高機能消防指令センターの整備	連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター 緊急防災減災・事業債: 充当率100%、交付税算入率70%
	消防用車両等の整備	連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等 防災対策事業債: 充当率90%、交付税算入率50%
	国庫補助金の優先配分	消防の連携・協に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

### 3 国の財政支援充実への要請

消防の広域化及び連携・協力の取り組みに対し、国が財政支援を充実させるよう、県独自に要請活動を行うとともに、全国消防防災・危機管理部局長会等を通じて、他の都道府県とも連携して強力に要請する。

## 第5 広域化後及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の円滑な運営の確保等に関する基本的な事項

#### (1) 広域化後の消防の体制整備

広域化対象市町村においては、広域化後の消防の円滑な運営を確保し、きめ細やかな消防力を維持するため、構成市町村間で以下の事項を踏まえ、十分に協議し、広域消防運営計画を定める必要がある。

広域消防運営計画には、広域化の方式及びスケジュール、組織、職員の処遇、経費負担等を定め、消防力を持続的に確保するための広域消防体制を整備すること。

また、広域化後の消防においては、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等を行うことが重要である。

#### (2) 構成市町村等間の関係

消防の広域化は、主に一部事務組合または事務委託により行われることとなるが、その場合、広域化後の消防は、構成市町村または受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

#### (3) 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、次のような事項について、構成市町村等間において十分に協議し、可能な限り一部事務組合または事務委託の規約、規程等で定めることが有効である。

##### ア 組合方式による場合

- ・ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村等ごとの負担金の額または負担割合等に係る基本的なルールを定めること。
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ・ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ・ 災害時等に構成市町村等の長と消防長、消防署長または消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ・ 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等、構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ・ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

### イ 事務委託方式による場合

- ・委託料に係る基本的なルールを定めること。
- ・災害時等に委託市町村等の長と消防長、消防署長または消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ・消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 2 連携・協力後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### (1) 連携・協力後の消防の体制整備

連携・協力対象市町村は、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保し、きめ細やかな消防力を維持するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を定める必要がある。

なお、連携・協力実施計画の作成に当たっては、国の連携・協力の基本指針別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、十分に協議することが重要である。

### (2) 連携・協力後の消防体制の整備のために考えられる方策

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、構成消防本部のみならず必要に応じて市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

また、消防の連携・協力は、地方自治法第252条の2に基づく連携協約または同法第252条の2の2に基づく協議会若しくは同法第252条の14に基づく事務委託等により行われることになるが、それぞれの特徴を踏まえ、構成市町村等間の協議が円滑に行われる方式を選択する必要がある。

なお、次のような事項について、構成市町村等間において十分に協議し、可能な限り協議会等の規約、規程等で定めることが有効である。

### ア 協議会方式による場合

- ・協議会における事務を管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務または協議会の作成する計画の項目を定めること。
- ・協議会における事務を管理及び執行する組織、事務に従事する職員に関する事項を定めること。
- ・経費負担に係る基本的なルールを定めること。

### イ 連携協約方式による場合

- ・効率的な行政運営を促進するため、基本方針及び役割分担を定めるこ

と。

- ・経費負担に係る基本的なルールを定めること。
- ・構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催や構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

ウ 事務委託方式による場合（広域化と同様）

## 第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力という特性を有しており、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在とされている。

また、消防団は、地域に密着した消防防災活動を行う特性上、消防の広域化の対象とされておらず、消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）第35条において、市町村合併等、消防団の沿革その他特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものと規定されている。

このことから、広域化後及び連携・協力後の消防本部は、消防体制の強化を図るため、消防団との緊密に連携を確保する必要がある。

具体的な連携確保の方策としては、次のことが考えられる。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同または常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

なお、令和5年4月1日現在の消防本部管轄市町村別消防団員数は、表10のとおりである。

表10 消防本部管轄市町村別消防団員数(令和5年4月1日現在)

消防本部名	市町村名	団員数(人)	
甲府地区	甲府市	1,033	1,862
	甲斐市(旧竜王町、旧敷島町)	356	
	中央市	355	
	昭和町	118	
都留市	都留市	675	833
	道志村	158	
富士五湖	富士吉田市	532	1,226
	西桂町	139	
	忍野村	123	
	山中湖村	81	
	鳴沢村	68	
	富士河口湖町	283	
大月市	大月市	779	930
	小菅村	62	
	丹波山村	89	

消防本部名	市町村名	団員数(人)	
峡北	韭崎市	689	2,388
	北杜市	1,552	
	甲斐市(旧双葉町)	147	
笛吹市	笛吹市	1,457	
峡南	市川三郷町	342	1,688
	早川町	96	
	身延町	608	
	南部町	405	
	富士川町	237	
東山梨	山梨市	883	1,682
	甲州市	799	
上野原市	上野原市	805	
南アルプス市	南アルプス市	739	
合計		13,610	

## 2 市町村の防災・国民保護担当課との連携の確保

市町村が行う防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務である。

このため、広域化後及び連携・協力後の消防本部は、構成市町村等の防災・国民保護担当課との緊密な連携の確保が必要である。

具体的な連携確保の方策としては、次のことが考えられる。

- ・夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・防災・国民保護担当課と消防本部との人事交流
- ・総合的な合同防災訓練の実施
- ・防災・国民保護担当課と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・防災行政無線の親機や遠隔操作を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保